

# 有事関連法案は国家総動員体制復活の第一歩

上羽 修

「皆押し黙って頭を上げる者は誰一人としてなく悲壮なものでしたよ。なかには顔を伏せてすすり泣く人もいた。肉親を戦場に送ったつもりで我々の血と汗のしみ込んだこの土地を御国のために差し出しましよ」と、最後に拍手して散会した」（『倉子城』二二号）

これは、倉敷海軍航空隊建設用地を接収するための説明会の様子です。軍関係者や憲兵、特高警察も同席していました。

倉敷市水島は、現在では全国屈指の工業地帯ですが、アジア・太平洋戦争のとき、「水島軍都整備計画」のもとに三菱重工水島航空機製作所や倉敷海軍航空隊を建設するため、膨大な土地と家屋が強制的に接収されたのです。そのおおもとに「国家総動員法」がありました。

こんな理不尽なことは昔のことです、これからの日本で起きるはずがない、と思われるかもしれませんが。しかし今国会で審議されている有事関連七法案は、「国家総動員法」と水脈を同じにしていると思えるのです。

「国家総動員法」（1938年公布）は、労務統制、土地・家屋の収用など、国民生活全般に網をかぶせ、違反者には懲役・罰金を科し、国民のすべてを戦争へ駆り出した人権侵害もはなはだしい悪法です。この法律は敗戦で廃止されましたが、1963年になって自衛隊幹部が、これを手本とした「非常事態措置諸法令」を秘密裏に作成しました（「三矢研究」）。これがその後の有事法制研究の基礎になったとされています。今回の有事関連法案も、「国家総動員法」を手本にしたと思える個所が少なからずあります。

たとえば米軍支援法案では、「内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋を・・・使用することができる」、「立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する」（国民保護法 案では30万円以下の罰金）。

「国家総動員法」では、「政府は戦時に際し・・・土地若しくは家屋その他の工作物を管理・・・使用若しくは収用せしむることができる」、「収用又は従業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者」（現代かなづかいに変換）は3年以下の懲役または5000円以下の罰金。このように土地使用の条文の一部を比較しただけでも、両者はこんなに類似しています。もちろん今回の法案には多くの留意事項がつけられ、国民に受け入れられやすいようにカムフラージュされていますが。

当時「国家総動員法」が成立したあと、この法律を補強し具体化するため、「国民徴用令」などの法令が矢継ぎ早に発せられ、日本国民ばかりか、アジアの人たちにたいへんな苦難を強いたことも、歴史の教訓として思い起こす必要があります。

有事関連法案は、アジア太平洋戦争時の国家総動員体制を復活させる第一歩になりかねません。こんな法案の成立を許してはなりません。